

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年11月17日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和4年11月17日(木) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年11月17日(木) 午後3時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)関谷 芳広
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(14番)末廣 儀久

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 書記	福田 謙一郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第59号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
議案第60号 非農地判定について
議案第61号 空き家に付随する農地の下限面積(別段面積)の設定について
議案第62号 下限面積(別段の面積)の設定について
報告第73号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第74号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第75号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第76号 農地法施行規則該当転用届について

報告第77号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13番 熊安 悦子委員

15番 林 孝志委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年11月の月例総会を開催いたします。

本日は、14番の末廣委員は欠席、それと、12番の石田委員はちょっと遅れて来られると思います。過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に木原委員からお話があるということでございますので、木原委員、よろしくをお願いします。

○5番 皆さん、こんにちは。—————皆様、誠にありがとうございました。

○事務局 それでは、会長に御挨拶を頂いた後、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。先週は視察研修に参加いただき、ありがとうございました。そして、今日は月例総会、今週末、土曜日には研修と行事が続きますけれども、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

来期の農業委員、推進員の募集がこの15日からスタートいたしました。1か月間の期間を経て決まるわけなんですけれども、私としては、この1年、2年間で地域計画を策定するというのもあって、ぜひ皆さん方に引き続き御協力をお願いしたいというところがございますけれども、片や、県農業会議所からも要望がありますけれども、現在、防府市においては女性の農業委員さんがお2人と、推進委員にいたってはゼロということで、これをどちらも早急に20%のところまでもって行ってほしいという依頼があります。市長のほうにもその旨が伝わっておりまして、何とかせよと言われております。防府市で女性の農業委員さんが4人、推進委員さんが4人ということになるべく早い時期に達成する必要があるというふうに考えております。

皆さん方でもし来期の交代を考えておられる方がおいでしたらぜひ後任には女性を探していただきたいというお願ひでございます。

最終的には、選考委員会で決定することですので何とも言えませんが、少なくとも女性の方が候補として名乗り出ただけであればそちらを優先するという形にはなろうかと思っておりますので、その辺のところを御理解の上、御協力をお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、進めてまいります。

本日の議事録署名委員さんは、13番の熊安委員さんと15番の林委員のお二方にお願ひします。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入りたいと思います。

それでは、議案第56号、事務局、お願ひします。

○事務局 議案説明の前に参考資料の修正箇所がございますのでお伝えいたします。

お手元にお配りしております議案参考資料の修正一覧にありますとおり、8ページの営農計画書の差し替えをしております。また、法人調書を追加しておりますので御確認ください。

それでは、議案内容について御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について6件の提出がありました。

権利については、所有権の移転が5件、使用貸借権が1件です。

譲渡しの理由については、高齢のためが1件、耕作困難が3件、相手方の要望によるが2件で、譲受けの理由は規模拡大の2件、経営基盤の安定が1件、相手方の要望によるものが1件、新規就農が2件となっております。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○5番 5番の木原です。議案第56号の1は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

11月5日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、華城郵便局から—————にあります。申請地については、前々から預かってほしいと頼まれていて、今回、農業公社に一度草刈りをしてもらい、きれいにしてからという条件つきで承諾したとのこと。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、—を退職後は専業で営農されています。下限面積はクリアしており、地域との調査要件も問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員承認、賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第56号の2は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地確認を事務局と3名で11日に行いました。

また、譲受人である————へ聞き取りを、同じく11日に行いました。これより、報告をいたします。

資料のほうは5ページ・6ページ、大道地区の——という集落の——です。——の西のほうにかなり行ったところになります、その一角です。場所としたら農振地域になっております。

農地の現状なんですけれども、圃場整備後、全く耕作されておらず、現在も草が雑草が生えていわゆる遊休地のような状態になっております。しかも、227と非常にそんなに広くなくて、しかも、変形の場所ということになっております。

聞き取りの結果は、——で、——ですね。7ページ見ていただくと——で1,512あるんですが、現状、そこで育苗の作業を行っているということで、その関連作業をこの農地で行いたいということのようです。現状、農地で、草だらけなので草を刈って農地として、一応、利用したいということでございました。

営農計画については差し替えが出ておまして、内容的には特に問題はないのかなというように思います。恐らく、利用としたら、育苗時にその場所を使うという程度になるだろうと思います。農地のままの状態を使うということを言っていましたので、そういう使い方になるかと思いません。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、いずれも該当せず、許可要件の全てを満たしているというふうに考えます。

皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番は承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。議案第56号の3番は、所有権移転の案件です。

現地確認及び譲渡人への聞き取りは11月11日に行いました。それから、譲受人への聞き取りは11月13日に電話にて行いましたので、その報告をいたします。

現地は、10ページですが、市内から真尾に入って—————がありますが、その裏になります。—————ですね。譲受人さんは—にお住まいで、週2日から3日程度、真尾に帰って、今、畑作業を昼からやられているそうです。今の耕作面積では子供さんたちに差し上げると少し足りないということで、今回、自宅前の農地を購入して水稻を行っていきたいというお話でした。

それから、譲渡人は3年前まではここは畑として使っていたのですが、ここ最近は保全管理で草が刈ってある状態でした。譲受人さんからお話があり、承諾されたとのことでした。

農地法第3条2項各号の農地の権利移動の制限ですけれども、第1条の全部効率利用要件については、家族で耕作されて、農機具の保有状況は営農計画書に書いてあるとおりだそうで、私は見ておりませんが、書いてあるそうです。

それから、2号と3号については該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、家族で作業され、農作業を行う必要があるものについては従事されていますし、今後も従事されるとのことです。

それから、第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸し禁止要件ですが、いずれも耕作及び保全管理されるので転貸し禁止要件には該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、2年に1回なんですけど、この水利組合はちょっと人数が多いということで、上と下に分かれて水路整備をしておりますが、2年に1回ですけれども、それは参加されており、地域の人、そういう支障が生じないものと考えております。皆さん、御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 これから、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

冒頭、御案内がありましたように石田委員が若干遅れられるようで代わって私のほうで説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

4番は使用貸借権の設定ということでございます。このたび、3筆、対象農地があるわけですが、一番上の1筆は、現在、――が耕作している田んぼでございます。2番目は譲受人の――が所有の農地で、現在、保全管理田として管理されている田んぼでございます。このたび、譲受人が――のところに帰って――で同居したいということで、それを機会に――の田んぼを譲り受けるとともに、――の田んぼ、また、それに隣接する3番目の筆の田んぼを利用権設定をして耕作したいという届出でございます。

この地区は、農振農用地域でなかなか担い手も子供自体もない、これから、自治会自体もどうなるか分からないという状況の中で、帰ってきて親と同居する、農業をするということは大変ありがたい話だと思っております、地元委員としてもぜひ進めてほしいと思っております。

全部効率利用要件は満たされております。農機具におきましては、ここに書いてありますように、現在、――が使っているものをそのまま使うということでございます。農作業従事条件ですが、現在、譲受人は――に勤めておるわけですが、勤めながらも――と――の力を借りてやっていくということでございます。下限面積はここは5反ですけれども、それもクリアしているという案件でございます。

地元委員としては、ぜひ承認いただきたい案件でございます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第56号の5は、相手方の要望による所有権移転の案件です。

11月5日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、――のすぐそばにあります。お2人は――で、譲渡人が、この先、営農する気はないということから、譲受人が承諾して申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、今年も2ha近く水稻を作付されています。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第56号の6は、新規就農するために農地を購入する所有権移転の案件です。

11月6日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、————のすぐそばにあります。譲渡人は、申請地と隣接する家とを相続したのですが、地元にはおらず、帰る予定もないということで、————の譲受人に相談したところ、農業にも興味があったことから話がまとまったとのこと。「水稻を作付する」となっていますが、数年前から譲渡人の身内の方が預かっていて、これからも指導を兼ねて手伝いに来てくれるそうです。

それでは、農地法3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、自宅から歩いてすぐのところですし、指導者もいることですから大丈夫だと思います。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

ございませんか。

では、私のほうから。これは新規就農者ということですが、今後の営農計画はどういうふうになっておられるのですか。今回、2反6畝ですか。を持って。

○5番 今までも水稻をされている——、譲渡人のほうの身内の方が今年も耕作しているのです。そのまま引き継いで、機械は全部そろっているの、指導してもらいながら水稻を作付すると聞いております。

○藤井会長 では、これは、今回、取得するのも合わせて全部で面積はどのくらいですか、耕作面積は。ここに書いてあるのが全部ですか。

- 5番 そうです。1つは三角形で形が悪いので畑にするかもしれません。
- 藤井会長 この方は専業ですか。
- 5番 たまに勤めるみたいな感じで。でも、職業は——、——とか何か。——なんですけど、たまに地方へ行ったりするんですけれども、基本的にはいらっしやる。
- 藤井会長 じゃあ、当面はこの面積でやられるということで。
- 5番 そうですね。
- 藤井会長 軌道に乗れば規模拡大も考えていただけるということなんでしょうね。
- 5番 それはあり得ると思います。ちゃんと機械は十分いいのがそろっていたので。あります。
- 藤井会長 分かりました。ぜひ周りの委員さんも温かい目で見守ってあげて、いろいろと御相談に乗ってあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。
承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。
続きまして、議案第57号、事務局、説明をお願いします。

- 事務局 説明の前に1か所修正の箇所をお伝えいたします。

お手元にお配りしています議案修正一覧にありますとおり、転用の事由に文言を加筆しております。また、参考資料の28ページの事業計画書の記載内容について2か所文言の修正をしております。

それでは、議案内容について御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は25ページからになります。

議案第57号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は1件で、転用目的は、観光農園のための駐車場・加工品製造所です。

受付番号1は、集団農地面積59.2haで、農地法第4条第6項第1号イに該当する農用地区域内の農地です。農用地区域計画変更申請は手続済みになっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。
- 4番 4番、関谷です。議案第57号の1は、観光農園のための駐車場及び加工品製造所への農地転用案件です。

申請地は、富海の中山間地域にある——地区の農地です。——にある——を下った集落になる

のですけれども、現地確認及び申請人の聞き取り調査を11月10日に石川委員と事務局2名と私で行いました。

申請人が経営する観光農園では、ブドウ、ブルーベリー、イチジク等を約60aの面積で栽培されており、8月・9月の開園時期には農園内の空き地に駐車場を設け、対応されておられるそうです。それでは、たいへん手狭ということと、また、進入路が狭隘のため大型車等の駐車が難しいことから、今回、市道に隣接している申請地に新たに駐車場を設けたいとの事情です。併せて、ブドウ、ブルーベリーを使ったアイスクリームの製造所を設置したいとの計画です。

なお、先ほど事務局から話がありましたとおり、申請地は農用地区域内ではありますが、農業施設用地への用途変更手続が済んでおりますので、特に問題はないと考えております。

以上のことから、皆様の御審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第58号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 事務局修正がありますので、こちらをお伝えいたします。お手元の修正一覧を御覧ください。

議案参考資料36ページ、造成の有無が修正されております。

続きまして、49ページ、土地利用計画図と57ページが差し替えとなっております。

それから、68ページの水利組合長のお名前の修正をしております。

以上です。

それでは、議案の御説明をいたします。

議案書は4ページ、資料は31ページからとなります。

議案第58号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は10件です。

この10件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が1件、資材置場が2件、駐車場が1件、建て売り住宅が1件、自己用住宅が2件、宅地への進入路の拡幅が1件、納骨堂が1件、雑排水路が1件です。

受付番号1は太陽光発電設備です。資料は31ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、西浦出張所から440mに位置する施行規則第

45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2は資材置場です。資料は39ページです。

農地の種別は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号3も資材置場です。資料は45ページです。

農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号4は駐車場です。資料は51ページです。

農地区分は、集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号5は建売住宅です。資料は57ページです。

農地区分は、集団農地面積4.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号6は自己用住宅です。資料は63ページになります。

農地区分は、集団農地面積13.8haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地と判断します。農用地除外申請中、開発許可の申請中です。

受付番号7は宅地への進入路拡幅です。資料は69ページになります。

農地区分は、集団農地面積13.8haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で第1種農地と判断します。農用地除外申請中です。

受付番号8は自己用住宅です。資料は75ページになります。

農地区分は、集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号9は納骨堂です。資料は81ページになります。

農地区分は、集団農地面積1.2haの農地で、向島出張所から350mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中、納骨堂経営事前協議中です。

受付番号10は雑排水路です。資料は87ページになります。

農地区分は、集団農地面積1.2haの農地で、向島出張所から350mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で第2種農地と判断します。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明お願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第58号の1について報告をいたします。資料については、31ページからになるから御覧

それから、最後に、建設されるすぐ隣に民家が1軒ほどあるのですが、この民家については、この事業を始めるという、この説明をもう既に終えてから承諾は得ておると言うことを言っておられました。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第58号の2は、資材置場にするために農地を購入する所有権移転の案件です。

11月11日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして、譲り受ける会社の方にお話を聞きました。

申請地の場所は——のすぐ北側にあります。昨年、隣接地を賃借権を設定して転用したのですが、事業拡大に伴い、手狭となったためだということです。今回は、地主さんとの話合いの結果、所有権の移転となりました。事業規模や現況から見ても特に問題はないと判断いたしました。周りは休耕田や宅地などで、営農への支障もないと思います。排水は雨水のみです。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。

議案第58号の3は、ページ47ページを御参照ください。

——と——の土地、お2人2筆の農地を——が譲り受けて、——の今の既存の資材置場では手狭になったため、所有権の移転の案件です。

現地確認を11月11日に事務局のお2人と委員2人が現地確認しました。また、その1日前に行政書士さんにこの案件についてのお電話での話を伺いました。

——の、47ページですね。——の面積732m²の持ち主さんのお電話ができましたので、そ

の結果をご報告いたします。

——の1,276m²の方へ二、三回連絡を取りましたが、お話ができませんでした。現地は——の道を挟んだ北のところにあります。前々からこの場所を車で通るとき、いつも草ぼうぼうで気になっていたところでした。——には道路沿いに30m²くらい赤芽とたけのこ芋が元気よく育っていました。——は、家でも——に家庭菜園をつくっているとのことでした。ここまでは来てできないから、この際、お売りするということでした。譲受人の担当者さんに私が疑問に起こっていることを尋ねました。それは、——の——、隣接している——の全部も欲しかったが、——、おいおい、そこも欲しいと言っておられました。そこも、今、草ぼうぼうになっております。いずれはそこを買いたいとおっしゃっていました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の45ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地0.2haで、いずれの法令にも該当しない農地です。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第58号の4は、農地を購入して駐車場として利用したいとする案件です。11月11日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして譲受人の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、——地区で佐波川の近くにあります。譲受人はボランティア活動の講習会などをされていて、参加者の駐車場にしたいということです。隣接している親元の農地を少し分けてもらうということで話がまとまりました。周辺の営農への悪影響も特にはないと思います。排水は雨水のみです。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案について説明いたします。資料のほうは57から62ページを御覧ください。

この議案は、田島地区、場所は——の東側の非常に休耕地の多い農地です。現地調査は11月11日に事務局の2名の方と私と小委員長で行いました。その内容について御説明いたします。

この農地は、ずっともう10年くらい休耕地として管理はされておりました。そして、今回、——が買い取って、ここに7戸かな、建て売り住宅を建てるということです。行政書士さんともお話をしまして、現地で一般基準と立地基準というものがあるのですが、これに照らし合わせて判断しました。したがって、事業計画を見ても分かるように、周辺もどちらかというと宅地化が進んでおまして、周辺の耕作放棄される田んぼもかなり荒れておまして、特に問題ないというふうに判断をいたしました。

水利組合のほうは11月14日に担当の方と確認しております。

地主の方は11月13日に電話にて売却の確認をいたしました。買主のほうは11月14日に確認をしております。

以上のことから、特に問題ないというふうに地元の農業委員としては判断いたしましたので、皆さん方の御意見をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見がある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第58号の6は、農地を借りて自己用住宅を建築する使用貸借権の設定です。11月11日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして、借受人の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、植松の——で佐波川寄りにあります。借受人は貸付人の孫に当たり、土地を所有しておらず、今回の申請となりました。申請地は第1種農地ですが、施行規則第33条第4号の集落接続が適用されます。残った農地にはこれからも水稻の作付をしていきますが、支障はないということです。

排水については、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、地元の水利組合等にも説明されていま

す。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明お願ひします。

○5番 5番の木原です。議案第58号の7は、農地を借りて自宅への進入路を広げる賃貸借権の設定です。11月11日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして借受人の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、植松——地区で佐波川の近くにあります。現地で確認したところ、普通乗用車で入るには少し厳しい幅でした。申請地は第1種農地ですが、転用による妥当性から見ても特に問題はないと判断いたしました。営農への支障もないと思います。排水は雨水のみです。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明お願ひします。

○2番 2番、石川です。議案第58号の8は、譲受人が農地を取得して自宅、自己用住宅を建てたいという所有権移転の申請です。現地を11月10日、中山委員さんと事務局2名と私で確認をしました。譲受人の代理人と11月14日に話を伺いました。

譲受人と代理人と12日から14日にかけてお話を伺いました。

譲渡人なんですが、四、五回電話をしたのですがつながらないため、代理人から連絡をしてもらいましたところ、——が電話をかけられてお話を伺いました。譲渡人は——

現地は、——から北のほうへ500mぐらい行った、——というのが——にあるのですが、そこへ行く道の途中にあります。したがって、相当な傾斜地です。

資料は75ページからです。譲渡人と譲受人とは——と——の関係になります。それから、譲渡

人は55aぐらいの農地がありますが、作付をしているのは10aぐらいということです。ため池はあるらしいのですが、自分のため池ということで、水がないと、特に今年のように田植え時期に水がないと作付を減らすこともあるということで、今年は少し減したということです。

77ページを見ていただいたら分かると思うんですが、該当の農地の南側にやはり———というのがあるのですが、これは———、———ということになります。だから、———でみんなここに住んでいるということです。先ほど言いましたように、ため池も自分のため池ですし、周辺の農地への影響は特にありません。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番・10番は一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。

それでは、議案第58号の9・10について一括説明をいたします。

議案書6ページの9・10、資料は81から92ですね。御覧ください。

本議案は、向島に———があるんですが、———がお墓を最近の傾向としてあまり建てなくて、お年寄りも多いのでどうも納骨堂というニーズが多いということがありまして、今回の議案は、地主の方から———にあるんですが、内ペりに。その農地を購入して、そこに駐車場と納骨堂を建てるという議案です。

場所は———の西側なんですけど、———というのがあったんですが、すぐその西です。そこにあります。

現地調査は、11日15時半、事務局の2名の方と小委員長、それと、農地最適化推進員と私が行いました。農地は5年ぐらい前まで耕作しておられたんですけど、耕作をされた方がもう亡くなられて、地元の方が近くで野菜を作って管理されていらっしゃる。その方の関連もありまして、ちょっと85ページを見てください。

85ページの平面図なのですが、右の上に———というところは農舎なんです。農舎がありまして、ここの全体の地主の方の農舎なんですけど、この農舎を借りていらっしゃる、現在はこの方がここの田んぼを管理してこられたんですけど、ここの農舎だけは残して、その残りの部分を、今回、購入するというような議案です。

それで、——には13日に。それと、地主の方がいらっしゃらなかったのも、——と電話で売却の確認をしております。それと、行政書士さんは14日に事業計画について確認しております。

今回、9と10というふうに一括上程だったんですが、図面がありますように、85がいいと思います。85ページの納骨堂があって、駐車場があって。今、お話ししました——ですね。この排水路というのがあるんです。この全体の土地の水が、上のほうが川になっておりまして、すぐ続きは海のほうへ行くんですが、ここの排水路が10の議案です。そういうことで、一体して、排水路も含めて、今回、購入して納骨堂をつくるという議案です。

以上で、説明を終わります。皆さん方の御意見がありましたらお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9、10、承認いたします。

続きまして、議案第59号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明の前に修正箇所をお伝えいたします。修正一覧を御覧ください。

受付番号14の貸借始期の日付を修正しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議案内容の御説明をいたします。

議案書は7ページからになります。

議案第59号は、基盤強化法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

令和4年11月25日公告日となる、今回、提出された利用権設定の申請件数は36件で集積面積は9万8,808m²です。

内訳は、所有権の移転が2件、使用貸借権の設定が29件、賃貸借権の設定が5件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方及び農業委員さんとして意見を述べる必要があるという旨がありましたら御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第59号、承認いたします。

続きまして、議案第60号の案件について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は26ページ、資料は93ページからとなります。

議案第60号は、非農地判断についてで、今回提出された件数は3件、90筆になります。

受付番号1は大字奥畑、受付番号2は切畑、受付番号3は田島の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断することについて審議を求めるものです。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。7月28日、事務局の——と農地最適化推進員の池田圭介さんと3名で実施しております。資料は93ページ、これは——地区になりますけれども、この中を6か所に地図が分けてあってそれを諮りますので、取りあえず94ページ、93ページの大きな①から⑥に分けて説明したいと思います。

①が94ページなんですけれども、ここは奥畑の車で行く際、この場所、これからは、この辺りからは車で入ることはできません。あとは徒歩になります。

94ページの①、矢印はしてありますが、その方向に見た写真が右の上の写真です。①と書いてある——地区でありますけれども、全てが、この辺りの近くは目視できたんですが、奥のほうには目視できていないところもありますけれども、こういう山林化しているような状態です。

②については、95ページの下の写真になりますが、御覧のとおりでございます。

③が——、これは96ページの写真になります。御覧のとおりです。

それから、大きな②で97ページになりますけれども、ここでは④、⑤、⑥、⑦と分けて、4か所に分けてありますので、98ページに④の写真が載っております。これと、⑤は同じ地番のところが載っています。⑤も④と同様です。

それから、99ページの⑥です。⑥は東のほうに向いて撮っているのですが、全て竹が生えたり木が生えたり、もう、このような状況で山林化しております。

同様に、⑦番も、奥のほうは確認は当然できておりませんが、問題なくこういう山林化している状況です。

それから、大きな③が100ページになります。100ページの中で今度は⑧から⑫に分けて

5か所に分けて撮影されています。ここは、赤で書いてありますが、⑧は道のすぐそばなんです。あまり大きなところではなかったと思うのですが、このように、もうどうにもならないという状況です。

⑨は道の上に川が流れているのですが、川を挟んで対面側が森のように、杉でしたかね、これは、木が生えている状態でした。

それから、⑩は102ページの上です。このように植林されている状況です。

⑪と⑫は同じ写真で、片方から見ると竹やぶが見えるんですけど、⑪はこの現場を東に向けて撮った写真で、⑫番はその反対、東側から撮られた写真です。この中には、このように地番も複数ありますけれども、この耕作することは不可能です。

それから、大きな⑬ですが、これが104ページ。104ページは⑬と⑭になりますけれども、ここは、私も、お寺の名前は知りませんが、境内の裏手、748と書いてあります、地番が。それを手前から撮ったところです。奥に長くて、到底、最後まで確認はできません。

⑭が――の下ですけど、ここは御覧のようにとってもではないけどという状況です。

それから、⑮は106ページですけども、⑯があります。⑯はこのように、近くは竹があったり、森林化しているのですが、奥については、この――の下に書いてありますように進入路がないため、GISの判定となっております。

それから、大きな⑰の108ページですね。これが、⑰、⑱、⑳、3か所から撮影したところは、109ページの⑰、これも実際に奥のほうは、これは書いてありますように、150メートル奥ということで、到底、中のほうは確認できておりませんが、手前はこういう状況です。それから、㉑は、結構、地番があるんですけど、御覧の状況です。とてもじゃないけどという状況ですね、これは。

それから、最後の㉒もこのように森林化しております。以上のように、森林化をしてきており、農地に復元することは困難だと思われまます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第60号の2の非農地判断なのですが、場所は切畑地区

、111ページになります。この丸がしてあるところが——です。真ん中が、———というこ
とになります。今回、大きく分けて2か所の場所になります。———の赤い丸のところ、これが
1、2ということで、113ページ、1、2というのがこの一角。1のほうは、北から南へ向か
って撮った写真、2が東へ向かって撮った写真です。同じ交差点、交差点じゃないですけども、
角ですね。これは昔の街道です。———で、———ですね。———に
当たります。ちょっとこの、113ページの角っこにちょっと倒れた石のようなものがあるんで
すが、これが昔でいう一里塚というもので、一里ごとの塚ですね。これがあります。この地区
は、もともとこの——や———など、白くなっているところはもともとこれは宅地なんです。家があ
ったところ。この家の周りに畑・田んぼがあったのですが、これは丘陵地になっていまして、
もうこの地区に2軒くらい家が合った。3軒かな。あったと聞いていますけれども、もう今から
60年ぐらい前にあの場所から離れて別のところに家を建てられているということで、私
が———ですね、今、この2の写真の、この東へ向かう道、この道を通して、
この道の下に下ったところに———があるのですが、そこで———が、昔、やられていました。私はそ
この———ですけども、その頃、ここに家が合った記憶がないので、もう相当、前だったと
思います。

その頃から、この道のこっち側はほとんどやぶのような状態ですね。だから、農地として利用さ
れたのは、相当、昔だろうなという感じです。

ですから、もう中に入ることができないです、もう。竹が密集、竹と低木の雑木です。これが密
集していてとても中に入ることもしかないような状態です。ちょっと農地に復旧するのは難しいな
というところです。これが1・2のところ。これが1・2のところ。これが1・2のところ。

それから、もう一つが、3・4の写真が114ページ、これは切畑でももう防府市の一番外れで
す。114ページの4のところ印がついていますが、この右側に道がありますけれども、これか
ら北側は———です。この南側が———です。この———というのも農地なのですが、これはまだ何と
かぎりぎりです。保全管理がされているといたらされているぐらいの感じのところだったので外
したんですが、左のほうの———は、この写真を見ていただければ分かりますが、これも雑木林にな
っております。現況、山林原野。登記簿上は田ということになっているんですが、恐らく、これ、
田をつくられたのは、相当、昔じゃないかなという感じです。この真ん中の白いところが現状の県
道、山口・防府線、この———のこの4の写真のところから左に道があるんですが、これが昔の
県道です。今、新しく、真っ白に拡幅されましたので変わっていますけれども、その県道沿いにあ
ったところ。もともとこの辺りはもうかなり、すぐ山なので、かなり急な山になってますんで
ね。もうここは全く農地に再生利用が困難ということで、こういう判断をいたしました。

概略説明は、以上です。よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。こちら是非農地の判断になりますので、説明させていただきます。

10月に該当農地を見て回りました。その結果を報告いたします。

写真のこの道は、昔、大久保海岸というのが中関地区にあったんですが、その大久保海岸に行く道なんです。それで、今、4番というのがありますが、そこから下はもう最終処分場になっておりまして、もう行けなくなっています。それで、まず1番からいきましょう。1番は、その4番というところからちょっと高圧線が張っておりまして、高圧線が鉄塔に行く道自体、ずっと行っておりまして、1番というのは御覧のように竹が繁茂しておりまして、とても農地と言えるような状況ではありません。

2番につきましても、竹が繁茂しております。農地とは言えないと思っております。

それから、下りまして、3番。3番はこれは山側なんですが、山側のほうにつきましても竹が繁茂しております。農地とはちょっと言えないと思っております。

4番は、この大久保海岸に下りる道のちょうど頂上なんですが、—————という地所なんですが、この辺も雑木が繁茂しておりまして、農地と言える状況ではないと思っております。皆さんの御判断をお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

非農地判定につきましては、足元の悪い中、御協力ありがとうございます。これからもまだまだ続けていっていただく必要がありますけれども、どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第61号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案61号につきましては、空き家に付随する農地の下限面積の引下げの申請についてです。

大字真尾—————に建設されております空き家に付随する農地について、この土地を下限面積を新

たに設定する区域とした上で新たに設定する下限面積を1m²とするものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。

11月11日、事務局の方2名と池田委員さんと4名で確認しました。

平成31年4月17日議決の空き家に付随する下限面積設定についてということで、取得下限するための基本要件ということで、遊休農地であることということにつきましては、今年まで作って耕作されておりました。

というのは、今、これで出ています申請人の——なんですけれども、これは——になります。相続されている——になっているんですけど、その前から口約束で、長い間、近所の方が、非農家の方なんですけれども、この場、一町ですけれども作っておられました。それで——が、今回、その耕作者の方に「もう作っていただかなくてもよい」というふうに言われたそうです。それで、非農地で、遊休農地であることについてということで、今まではそうは思っていなかったのですが、このまま——が管理されると思うんですけども、でも、引き続き耕作の目的に.....。

読みます。引き続き「耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当すると判断しております。

それから、周辺農地への影響ですが、この辺りはちょっと、皆、田んぼなんですけれども、皆、保全管理をされていて、特にそれで影響があるかといったら影響はないというふうには判断しております。

それから、「下記の農地が対象外」ということで、国・県・市の補助金の対象となっているものということで、多面的機能支払交付金事業ということで中に入っているんですけど、そういう農地なんですけど、次の人が引き継げば問題はないそうです。もし引き継がなければ交付金を戻す必要があるとのことでした。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今回の件で一番議論していただきたいのは、一応、面積引下げの要件の一つ、田んぼの状況、「遊休農地であること」という条件がついているわけなんですけれども、今、説明がありましたように、このまま置いておけば遊休農地と変わらない状況になるんだという説明でしたけれども、その辺について、何か御意見があればお伺いしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、ほかに何か問題があればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入りたいと思います。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第61号を承認いたします。

続きまして、下限面積の設定について、議案第62号を、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第62号、下限面積の設定について御説明いたします。

議案書は35ページ、36ページになります。

36ページ、下限面積の提案についてありますが、農地法第3条第2項各号で農地をするときの要件が定められている中で、第5号に取得時の耕作面積の下限面積が、北海道以外は50aとされています。

ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について50aの範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限面積として設定できることになっております。また、農水省の通知により、毎年、別段面積の設定、修正することを検討することとされています。この為この議案を提出しております。

現在、下限面積は別段の面積として20aとしておりますが、大道地区との全域と玉祖地域の一部を原則どおり、50aとしております。

玉祖地域の一部とは、具体的には、小島開作、川開作、村上開作の山陽本線の南側の佐波川と横曽根川で囲まれた部分となっております。

36ページの中ほどに「農地法施行規則第17条第1項の適用について」と書いています。これにより現行どおりしたいということで提案しております。

農地法施行規則第17条第1項は、参考資料を別に配っております。参考資料②の1ページの下半分に書いておりましたが、第1号から第3号まで別段面積を定める基準があります。

第1号で別段面積の設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がほぼ同一であること。第2号で、別段面積は10a以上であること、第3号で、定めようとする面積未満の農地等の耕作者の数その区域の耕作者の総数のおおむね100分の40を下らないこととされております。

第17条第2項は、参考資料②の2ページにあります。

こういう場合には、ただし、農地法施行規則第17条第2項の適用区域を除くということとなっております。第17条第2項は参考資料②の2ページにありますとおり、こういう場合には、新規就農を促進するために適当と認める面積を別段面積とすることができる。防府市なら20aとしていた別段面積よりさらに小さく設定できるという規定ですが、第1号で遊休農地が、相当程度、存在すること、第2号で小さい面積の農地利用者が増加しても、当該区域及び周辺区域での農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことという場合です。

防府市では、これを適用し、空き家に附随する農地の下限面積を1m²と設定しております。それについては、この20a、50aの例外ということになります。

議案書に戻りまして、現行の設定を変更しない理由ですが、農地基本台帳上で管内の農家で20a未満の農地を耕作している農家が全農家数の40%を超えているためとしております。

施行規則第17条第1項第3号で100分の40を下らないようにと定められている数値がこの58.20となっております。

参考資料①、農地基本台帳上の下限面積算出表を御覧ください。

表の一番下、防府市全体(大道地区を除く)の数値があります。王祖区域の一部のデータを除くのが難しいため、この数値でお示ししております。大道を除く農家総数が5,689戸で、経営面積別の農家数と割合を見ますと、20a以下の農家数が3,311戸で割合が58.21となっております。40%を超えていますので、下限面積を20aとすることは妥当であると判断いたしました。

議案の理由の欄に戻りまして、また、大道地域と玉祖地域の地区については50aと設定したときの理由につきましても、営農面積が他地域に比べ比較的大きいこと、農業関係の補助事業等が実施済み及び継続されている区域であること、集落営農法人、法人化等、農業の取組の積極的な地域であることに変動がございません。

以上のことから、現行の設定区域の設定面積を変更しないことを提案いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今、説明がありましたように、この下限面積につきましても毎年1回議論しろということなんですけれども、これは、来年以降、大きく動く可能性がありますけれども、今年度はこの状況でいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、採決します。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第62号、承認いたします。

続きまして、報告事項が73号から77号までございます。目を通していただいて、意見があればお伺いしたいと思います。

何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上をもちまして、議案審議は終了したいと思います。

す。

午後 3 時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員